

# 平成21年度高知県立学校臨時職員募集要項

高知県教育長

高知県教育委員会が緊急かつ一時的に職員（常勤）を必要とする場合に採用する県立学校臨時職員を次のとおり募集します。

## 1 募集する職種及び志願資格

職 種 等	志 願 資 格
県立学校実習助手	平成3年4月1日以前に生まれた人
県立特別支援学校寄宿舎指導員	

- (注) 1 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は、志願できません。  
2 非常勤の寄宿舎指導員については、別途学校毎の募集となります。  
3 募集する実習助手の職務の分野は、正規職員の病気休暇等の状況で変更することがあります。  
4 障害のある人については、「障害者手帳等（下の※参照）」の交付の有無にかかわらず、自力による通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能であれば、どなたでも応募できます。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターの判定書を含む。）を「障害者手帳等」といいます。

## 2 応募の手続

志願書・志願者調査票・申告書（第1号様式）を提出してください。

### (1) 志願書について

現住所等以外に連絡を希望する場合は、「その他の連絡先」欄に記載してください。

### (2) 志願者調査票について

ア 「志願する職種等」欄には、採用を希望する職種等の該当する枠内に○印を記入してください。

実習助手を希望する人については、「希望分野」欄に、下記の分野のうちから選んで記入してください。

**分 野** 理科、家庭、農業、工業、水産、商業、看護、総合、図書

イ 「希望任地等」欄については、希望する任地の範囲（たとえば、全域・東部・中部・西部、郡名又は市町村名等）を記入してください。

ウ 「健康診断書の提出時期」欄については、**5 採用の方法の**  内の記述を参照のうえ、どちらかを○で囲んでください。

なお、（月 日）欄については、任用者使用欄ですので、記入の必要はありません。

### (3) 申告書について

ア 「学歴」欄については、科目等履修生又は聴講生の履歴は記入する必要はありません。

イ 障害者手帳等を所有している人は、「障害者手帳等」欄の該当事項及び「障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等」欄に、必要事項を記入してください。

また、障害者手帳等を所有していない人についても、配慮を必要とする事項等があれば、該当欄に記入してください。

ウ 「賞罰」欄については、該当がない場合は、「なし」と記入してください。

## 3 応募書類の提出

### (1) 受付期間

平成21年4月初旬の採用を希望する場合は、平成21年2月20日（金）から平成21年3月13日（金）までの期間内に提出してください。

なお、年度途中の採用については、平成21年3月16日（月）以降も応募を受け付けます。

(2) 提出先

提出先	所在地
高知県教育委員会事務局 教育政策課 人事企画担当	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7-52 (Tel 088-821-4568)

(3) 提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に『臨時職員志願書在中』と朱書し、提出先へ送付してください。

持参する場合は、高知県庁西庁舎2階、高知県教育委員会事務局教育政策課へ提出してください。なお、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時30分までです。

#### 4 有効期間

応募書類を審査のうえ、平成21年度高知県立学校臨時職員志願者として登録します。登録の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとします。

#### 5 採用の方法

臨時職員を必要とする場合には、平成21年度高知県立学校臨時職員志願者として登録している人の中から、個々に面接並びに志願書、志願者調査票、申告書及び健康診断書等による審査を行い、地方公務員法第22条第2項等による常勤の臨時職員として採用します。

年度当初採用の審査に関する連絡は、平成21年3月下旬から4月上旬の期間内に、志願書に記載した連絡先に行います。

なお、その時期に連絡できない場合についても、職員の病気休暇等で補充が必要な場合には、年間を通じて随時連絡いたします。

採用の際の審査のうち、健康診断は、**指定様式（第2号様式）**により提出前30日以内に**医療機関**で作成された健康診断書を踏まえて実施します。採用に関する連絡があった場合は、速やかにご準備ください。

なお、年度当初については、始業式までに期間が短いことから、速やかな審査を行い、学校への配置を進めるため、**予め健康診断を受診し、採用に関する連絡にお備えください**ますようお願いいたします。（年度当初の配置に向けた健康診断書は、平成21年2月20日以降の日付け（または、提出前30日以内の日付け）で作成されたものとします。）

#### 6 臨時職員（常勤）の待遇（平成20年度実績）

(1) 給料月額 約15万円（高等学校新卒者の場合）

(2) 社会保険の制度あり

循環的離職（一定期間内に複数回連続して同一「事業所」（下の※参照）を離職すること）についてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答し、失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る**事業所**に再就職したときには、失業給付を返還する等しなければならない場合がありますので、ご承知ください。

**※ それぞれの学校が、それぞれ一つの事業所として扱われます。**

(3) 退職金の制度あり（6か月を超えて継続勤務した場合）

(4) 年次有給休暇の制度あり

(5) 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当あり

#### 7 備考

地方公務員法第22条第6項の規定により、**臨時職員として任用（採用）**されても、正式任用に際していかなる**優先権も与えられません**。

(第1号様式)

### 平成21年度 高知県立学校臨時職員志願書

ふりがな			生 年 月 日	職員番号
氏 名	印		昭和 平成 年 月 日生 (平成21年4月1日現在 満年齢 歳)	写 真  (縦4cm×横3cm)
現住所	電話(自宅・呼出)	— —		
	携帯電話	— —		
4月1日以降の連絡先	電話(自宅・呼出)	— —		
その他の連絡先	昼間	(電話 — — )		
	夜間	(電話 — — )		
私は、高知県立学校臨時職員に任用していただきたいので、必要書類を添えて提出します。				

※ 志願書の職員番号は、過去に臨時職員として任用されていた人のみ記入してください。

志 願 者 調 査 票					
志願する職種等 (該当枠内に○を入れてください。)		希望分野		希望任地等	
県立学校実習助手					
県立特別支援学校寄宿舎指導員					
健康診断書の提出時期	応募する時	採用になる時 ※ [ 月 日 ]	資格等(自 動車運転免許等)		
親族の本県立学校教職員の状況(4親等内の血族及び3親等内の姻族に本県立学校教職員がいる場合)を記入すること。 ※ なお、この欄は、同一校への配置を避けるための資料とするものです。					
続柄	氏名	勤務校	続柄	氏名	勤務校

※印の箇所には何も書かないでください。

# 申 告 書

学 歴	学校・学部・学科名	入学年月日	卒業(見込)年月日	修 学 年 数
	立 中学校	/	. .	年 月
	立 高等学校	. .	. .	年 月
	大学 学部 学科	. .	. .	年 月
	大学 学部 (通信教育)	. .	. .	年 月
		. .	. .	年 月

障害者 手帳等	手帳等の種類 (交付機関)	( )
	「交付年月日 (再交付年月日)」又は、「判定年月日」	( )
	交付 (手帳) 番号	
	「障害名及び級」又は「障害の程度 (総合判定)」	

障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等

職 歴	年 月 日	事 項	正職・臨時・パート等の別	発令機関・その他
	自 . . 至 . .			
自 . . 至 . .				
自 . . 至 . .				
自 . . 至 . .				
自 . . 至 . .				
自 . . 至 . .				
自 . . 至 . .				

賞 罰	年 月 日	事 項
	. .	
	. .	

私は、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないことを申告します。

平成 年 月 日 氏名 印

高知県教育委員会 様

- 注 申告書の「職歴」欄の事項について
- (1) 学校に勤務していた場合は、勤務校名及び常勤 (期限付講師)・非常勤 (時間講師など) の別を記入してください。
  - (2) 学校以外に勤務していた場合は、正職・臨時・パートの別を記入してください。
  - (3) 無職(家事従事を含む)の期間は、記入する必要はありません。
  - (4) 給料の決定に用いますので、正確に記入してください。
  - (5) 「職歴」欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

## 高知県立学校臨時職員応募用健康診断書

### (志願者の皆さんへ)

- 1 志願者記入欄は、受診前に志願者本人が記入してください。
- 2 健康診断に要する費用は、志願者の負担とします。
- 3 障害者手帳等をお持ちの方は、健康診断を受診する際に医師に提示してください。

### (医療機関の方へのお願い)

- 1 下記検査項目の全てについて、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令18号）第10条及び第11条の該当する規定（裏面参照）に準じて実施してください。  
なお、受診に際して障害者手帳等を提示した人については、下の（医療機関記入欄）【検査等】欄の該当する項目に対する所見等の記載は、省略可能です。
- 2 総合判定欄は必ず記入してください。また、その他特記すべき事項がある場合は記入してください。
- 3 密封・封印のうえ、本状を持参した人に交付してください。

### (志願者記入欄) 【健康申告】

氏名		性別		住所		
生年月日	年 月 日 ( 歳)			志願校種	志願職種	
項目	主たる既往症	( 年頃)				
		現在の状況 ( )				
	特記事項	( 年頃)				
現在の状況 ( )						

### (医療機関記入欄) 【検査等】

項目	視覚 聴覚 言語 肢體等	a 志望する職種の業務の遂行に支障はない。 b 特記すべき所見がある。(その内容を下にお書きください。)
	結核の有無 (X線撮影による)	無 ・ 有 ( )
	血圧	最高 mmhg 最低 mmhg
	検尿	糖 ( ) 蛋白 ( )
	打聴診・問診	
総合判定 <b>(必ずご記入願います)</b> その他特記すべき事項		可 ( )
上記のとおり診断します。 平成 年 月 日 医療機関の 所在地及び名称  担当医師 氏名		

第一条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第四条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側弯症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーゾメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

第二条～第九条 省略

第十条 法第八条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
  - 二 視力及び聴力
  - 三 結核の有無
  - 四 血圧
  - 五 尿
  - 六 胃の疾病及び異常の有無
  - 七 貧血検査
  - 八 肝機能検査
  - 九 血中脂質検査
  - 十 血糖検査
  - 十一 心電図検査
  - 十二 その他の疾病及び異常の有無
- 2 妊娠中の女子職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。
- 3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

第十一条 法第八条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第一条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

- 2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によつて行うことができる。
- 3 前条第一項第三号の結核の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
- 4 前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。
- 5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。ただし、前条第一項第十号の血糖検査を受けた職員については、糖の検査を除くことができる。
- 6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。
- 7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。
- 8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を行う。
- 9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

第十二条～ 省略